

第4次船橋市地域福祉計画（素案）に対する意見募集の結果について

意見募集期間：令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

意見提出者数：7名（持参0名・郵送0名・FAX0名・Eメール7名）

意見数：24件

No	意見内容	市の考え方（案）
①	<p>今後、さらなる少子高齢化が予定されていますが、人口の動向を踏まえた視点も重要だと思います。20年後30年後の人口動態はほぼ確定しているので、船橋市の人口動態が、年齢別や地域別でどう移り変わっていくかを統計をもとに見える化してはいかがでしょうか？その上で、地域でできることや対応が難しいことも見えてくるかと思えます。対応が難しい点については、市全体でどうするかを検討することが大事だと思います。</p>	<p>地域福祉計画は、地域における高齢者や障害のある人、子供の福祉等に関し共通して取り組むべき事項を定める計画であるため、本市の現状を幅広く把握するにあたり、総人口の将来推計や、人口・世帯数の推移や高齢者の状況、ひとり親家庭の状況、障害のある人の状況など様々な分野を分析したうえで、施策の検討を行いました。本計画書では、「船橋市の現状」を記載しております。</p> <p>また、いただいたご意見にある地域別の特性については、地域福祉に関する市民調査結果にて、5行政ブロック別の分析を行っています。</p>
②	<p>「船橋市の目指す地域共生社会」の専門相談機関に、「DV相談・女性相談」機関が記載されていないので、ぜひ入れ込んでもらいたい。コロナの影響もあって、女性の自殺増加やDV相談増加が大きなニュースとなっています。LGBTQの取り組みとして、パートナーシップ制度も拡充されたところなので、ぜひ女性相談にもネットワークや連携の中に入れてもらいたい。</p>	<p>包括的な相談支援体制のイメージ図に記載している専門相談機関は、国で示されている地域共生社会の資料等を参考に、分野別の具体例をいくつか明示したものであり、この図に記載している分野が全てというわけではございません。いただいたご意見にある「DV相談・女性相談」機関も包括的な相談支援体制に含まれ、連携を図っていくこととなります。</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
③	<p>第6章(1) 包括的な相談支援体制の充実の項目で、近年大きな社会問題とされているキーワードが以下、列記されています。</p> <p>行方不明高齢者、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題、複合化した問題、制度のはざまにある問題。計画の内容としては、既存の窓口が連携していくという主旨となっていますが、これらのキーワードごとにどんな対応や対策を取るかを項目として別に立てて、それぞれの社会問題課題に具体的な計画を立てていくことが望ましいと思います。それぞれの社会問題に、どんな機関が検討するのか。話し合いの場をどの部署が開催するのか。そのあたりを具体的に決めていかないと、これらの課題は所管する部署があいまいになりやすいと思います。</p>	<p>行方不明高齢者、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題等の問題は、複合化した問題、制度の狭間にある問題の例として列記しています。地域福祉計画はこういった福祉問題を解決していくため、関係機関が協働しながら横断的に対応する包括的な相談支援体制を構築することを目指しております。</p> <p>それぞれの問題解決にあたっては、個々のケースにより支援方針や対応部署が変わってくることから、具体的に計画書に明示することは難しいと考えます。具体的な解決策については、今後計画を推進していく中で、検討してまいります。</p>
④	<p>船橋市内には専門相談機関が複数、多数ありますが、各機関職員が他専門相談機関の実情や具体的な活動内容を詳しく理解できていない面があると思います。まずは、お互いの顔の見える関係や定期的な意見交換、情報交換をする場が望まれます。その上で、生きた情報や情報更新をしていくことが大事だと思います。それをしないと、他機関紹介をしたものの、その先で相談を受け付けられない場合もあり得ます。</p>	<p>ご指摘のとおり、分野の異なる専門相談機関が行っている活動内容の理解が十分ではない点は、包括的な相談支援体制の構築に向けた課題と考えています。</p> <p>専門相談機関同士の定期的な意見交換の場を確保するため、本市が実施している総合相談窓口事業業務での連絡調整会議の活性化等に取り組んでまいります。</p>
⑤	<p>P114【めざすべき姿】3項目目：「一つ一つの困難」は「一つ一つの困りごと」ではないでしょうか。</p> <p>また「現行制度の給付基準」とありますが、何の制度の給付なのかがわかりにくいと感じました。「制度の対象にならなくても」という表現ではいかがでしょうか。</p>	<p>該当部分について、ご意見とおり修正いたします。</p>
⑥	<p>第6章に、女性相談・DV 相談に関する記載がまったくないことに違和感があります。ぜひ DV 被害や性的な課題に関する</p>	<p>本市においては、平成13年より男女共同参画計画を策定しております。ご指摘のありました女性相談・DV 相談の相談体</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	項目を設けてもらいたいと思います。	制等については、この男女共同参画計画において様々な施策が実施されており、事業や相談業務等において連携を図ってまいります。
⑦	市民の声を聞く課での法律相談や消費生活センターでの多重債務相談、保健所精神保健係、保健センターなども市の専門相談窓口となっている面があると思いますので、第6章の計画内に取り入れていくとより良いのではないのでしょうか。	<p>ご指摘のとおり、列挙していただいた相談業務についても地域福祉の推進に欠かせない事業となります。</p> <p>第6章(1)包括的な相談支援体制の充実 主な取り組み①専門相談支援機関の強化において取り上げている事業は、本市で実施している相談業務の事業例として明示したものであり、記載した事業のみを実施しているわけではございません。</p> <p>具体的な事業例にて記載していない公助事業についても、充実を図ってまいります。</p>
⑧	<p>船橋市は大規模な自治体で、行政窓口がとて多いです。体制が充実されているという面と、複雑でわかりづらいという面と、両面があると感じます。課題と感ずるのは、市職員自身が、市全体の窓口や体制について理解できていないと思われる点です。</p> <p>ふなばし市民便利帳など、わかりやすい冊子や資源はあるのですが、十分に活用されていないように思う時があります。例えば、市職員が他課や各窓口の役割や連携について学ぶ機会を定期的にもつなどの体制を取れば、だいぶ変わると思います。そのことが、重層的支援体制の整備にも資すると思います。</p>	<p>本市には多数の専門相談機関が設置されています。相談内容が他の相談機関にて相談する方が適切かどうか判断に迷う際には、事前に情報共有の上引き継ぎを行っております。</p> <p>包括的な相談支援体制の構築に向けて、今後も市職員が各窓口の役割や連携について学ぶ機会を設けてまいります。</p>
⑨	(2)地域福祉に関する法律等の近年の動向(7ページ)に、『平成27年・「生活困窮者自立支援法」施行(生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう早期に支援を行う)』とありますが、生活困窮者自立支	ご指摘いただいた箇所について、「生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う」と表現を修正いたします。

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>援法第一条には、『この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。』とされており、『生活保護に至らないように早期に支援を行う』事とは書かれていません。必要な方を生活保護制度につなげることも必要な支援であることから文言の修正が必要と考えます。</p>	
⑩	<p>第6章 主な取り組み① 専門相談支援機関の強化(115 ページ)の部分について、各専門相談支援機関では、それぞれの専門性を超えた複合的な課題を含む相談が寄せられているものと思います。機関同士がそれぞれの状況を共有し、連携の深化や相互の専門性を活かした支援を行うこと、知識・技術の向上を目的とした協議の場を設ける事が有効ではないでしょうか。</p>	④の回答のとおりです。
⑪	<p>生活保護の利用について、先入観や偏見が見受けられます。憲法で保障されている最低限度の生活をしっかり享受できるよう、生活保護制度の理解促進とイメージアップを図るべきだと思います。最低生活費以下の生活をしていながら生活保護を利用していない世帯への対策や検討をするような記載をした方がいいのではないのでしょうか。国も、「生活保護の利用をためらわないで」と訴えていますので、船橋市としても、姿勢としてそのような発信をしていくべきではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見にありますように、生活保護は憲法第 25 条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を実現するための国の制度です。</p> <p>生活保護制度につきましては、庁内で連携しながら制度を必要としている方へ伝わるよう理解促進に努めております。</p> <p>また、この度、制度概要を記載したリーフレットを作成し、公民館や関係部署等に配架することといたしました。これにより、更なる制度の周知・理解促進を図ってまいります。</p>
⑫	<p>冒頭の「計画の策定にあたって」の中で「地域共生社会の実現」や「市民の参加」を大きく取り上げると共にこの考えが全体を通じて一貫していることは頷ける。</p> <p>しかし、これの具体的な施策として、これに関する「成人を対象とする福祉教育」</p>	<p>地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するためには、市、社会福祉協議会、地域住民、地域に関わる組織・団体との連携が不可欠です。</p> <p>ご意見にありますような、「市民参加」を促す生涯学習の推進については、本計</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>への具体的施策が乏しいように思われる。</p> <p>実質的な「市民参加」を促すためには、改めて社会教育的視点での「福祉教育＝意図された生涯学習」を推進し、市民自らに「地域共生社会の実現」の必要性をしっかりと理解してもらう必要がある。施策で「実現しましょう」と呼びかけるだけでは実現できず、市民自らが「実現しよう」と認識しない限り実現できない。多くの市民に対しての「教育＝学習」には困難を伴うが、具体策として、公民館主催の成人講座でこうした「福祉講座」を積極的に推進するよう盛り込むことを提案したい。社会教育課・社会福祉協議会・大学などとの連携も当然必要であり、これらも含めていただきたい。</p>	<p>画第5章基本施策(1)社会参加の促進・生きがいの創造において、ボランティア活動の必要性の周知や学習の機会の充実について記載をしております。具体的な事業例として掲載した「ふなばし市民大学校運営事業」を含めた各種事業により、地域活動への参加促進、人材育成を図ってまいります。</p> <p>また、地域住民のボランティア活動の参加を促進するため、今後も船橋市社会福祉協議会など関係機関と連携を図ってまいります。</p>
⑬	<p>団塊世代全員が後期高齢者になる 2025年問題への具体的な対策が少なく、不安を感じました。</p> <p>例えば、今回のコロナ禍で船橋市の高齢者ワクチン接種率は他市に比べて低いままでした。また濃厚接触者疑い等多くが在宅療養でしたが、食料支援がなく自助努力でした。情報入手への支援や移動困難者への移動支援がなかった事や、問題や課題があがっていませんでした。</p> <p>地域ケア会議は開かれないままでした。SNS の活用が船橋市は遅れていた事も原因ですが、地域ケア会議がただの申し送りになっていませんか？</p> <p>今後、コロナ共存する時代になりますし、台風や大雨、雪などの災害時に、情報弱者や移動弱者は取り残されて行きます。後期高齢者の英知は素晴らしいですが、災害時に家に訪問し、弱者を直接支援する事は難しいと思います。</p> <p>弱者の中には、認知症やひきこもり、障害を持つ人、外国の人がいて、医療介護福</p>	<p>2025年に向けてひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれておりますが、市では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指して、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでおり、本計画で大きく掲げている「地域共生社会」の一部（高齢者分野）として、9ページの図にも記載しております。</p> <p>地域福祉計画は、福祉分野全体の大枠を定める計画となっており、具体的な事業や対策については各分野の個別計画に定めることとしております。</p> <p>コロナ禍において、情報入手への支援や移動困難者への支援等の課題を始め様々な課題の指摘があります。高齢者だけでなく、障害のある人、外国人など災害時に支援が必要となる方々の見守りについて、地域の関係団体や地域住民との連携を強化し、地域包括ケアシステムを全世代に広げた「地域共生社会」の実現に向けて、各事業の推進に努めてまいり</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>社の専門職が全員を支援する事もできないです。</p> <p>穏やかな日常時から、小さな問題を、あらゆる関係者が一堂に会し(今は SNS を活用できます)、誰が何をするかを話し合い実行していかないと、有事に動く事は難しいです。今回のコロナ禍で機能していませんでした。</p>	<p>ます。</p>
⑭	<p>コロナが浮き彫りにしたひとり親の貧困の問題と子どもの自殺の問題に対して。</p> <p>国家資格を持つ専門職は退職後も勤める事が多くて、一般ボランティアとして地域支援をする事はありませんでした。でも、2025 年以降は、75 歳以上となりますので、身近な場所で有償ボランティアとして働けないでしょうか。</p> <p>週一回でも、専門相談を受けられるようにして、相談を受ける事が可能な方を募集するとか。</p> <p>きーくるの下部組織にして、早期発見早期対応ができるようにする。地区社協の事務所を、社協活動以後に使用する。公民館なら、土日も可能。</p> <p>子ども達も、学校後の居場所ができ、そこで辛さ苦しさを語る事ができれば、自殺を踏み止まるかもしれません。</p> <p>子ども食堂も、企業との連携を図り、物資や食事支援を行えば、高齢者でも続けていけます。</p> <p>地域福祉計画では、船橋市社会福祉協議会をコーディネーターとし、多くの予算を確保しています。でも、コーディネート機能を十分に発揮できていないと感じています。</p>	<p>地域による子供の居場所づくりへの取り組みは、支援が必要な子供達に気づき、受け止め、支え合うことへ繋がり大変有意義な取り組みと考えています。</p> <p>今後も地域や民間団体等と連携しながら推進してまいります。</p> <p>また、船橋市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するうえで中心となる組織ですが、いただいたご意見にありますように、地域課題の解決に向けたコーディネート機能の強化に向けて今後も支援してまいります。</p>
⑮	<p>1 感想</p> <p>章等の構成、内容、基本方針のフレーズ等は分かり易く、かつ、共感する箇所も多く、概ね、賛成いたします。</p>	<p>現在策定している第 4 次船橋市地域福祉計画の「共助」の活動を推進するため、令和 4 年度に船橋市社会福祉協議会が中心となり、第 4 次船橋市地域福祉活動計</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>コロナ下となった約2年は、それぞれの団体の活動や組織を見直す良い機会でした。それぞれの団体の構成員や役員、活動の提供先の方々等が、時の動きで変化しています。役員、ボランティアは、その変化を認識し、意識を変えて臨まねばならないと思い知りました。計画素案に記載の文言、アンケート回答のデーター等は、それを問うている、そして、その解答も示していると受けとめています。</p> <p>地区社協は、市社協が定めた福祉活動計画に沿いつつも、事業の実施にあたっては、政策的機能を有し、高める必要がある。これが討議できる「協議会」にしたいと思いました。これは、自治会についても云えることであります。</p> <p>2 要望</p> <p>地区社協の「地域コーディネーター」です。（以下、「地域C o」と称する）「地域コーディネーター」の記載は、p87, p93, p151, p154, p155 にありますが、素案を読んでいて感じたのは、生活支援コーディネーター（以下、「生支C o」と称する）の記載（役割、期待）と比べ、如何にも少ないことです。</p> <p>地域C oが、実際に担っている役割や期待は、p155の「船橋市における地域で支え合う体制づくりと包括的な相談支援体制のイメージ」にあるとおりです。</p> <p>時給で働く事務局員と云う立場は、生支C oと同じですが、地域福祉の思いを持って業務にあたっている地域C oと生支C oは、それぞれの職務は違いますが、常勤でない役員やボランティア以上に、地域の住民等と接しています。まさしく、地区社協の核であり、地域福祉の核です。</p> <p>素案の文言に地域C oの記載を増やす加筆補正をして欲しいところですが、日程</p>	<p>画を策定します。策定にあたっては、市職員が策定委員会のメンバーに加わるなどし、連携を図ってまいります。</p> <p>地区社会福祉協議会は、地域の関係団体と協力しながら地域住民に向けた様々な地域福祉活動に取り組んでいただいております。新型コロナウイルス感染症の影響が長引いておりますが、新しい生活様式を取り入れるなどの工夫を凝らしながら、地域との繋がりを保ち続けていただいております。市も連携を図りながら地域福祉活動を推進してまいります。</p> <p>いただいたご意見にありますように、地区社会福祉協議会に配置されている地域コーディネーター及び生活支援コーディネーターは、どちらも地域福祉の推進を担っていただいておりますので、地域コーディネーターに関する用語説明を追記いたします。</p> <p>なお、23 ページのご指摘の箇所につきましては、地域コーディネーターと生活支援コーディネーターの協働が不可欠ですので、「今後は地域コーディネーターと生活支援コーディネーターが協力し、地域の課題、問題を共有し社会的孤立を見逃さない地域福祉の推進を望みます。」と修正いたします。</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>等の状況を勘案すると、せめて p166 以下の「用語解説」に加えて頂くことを要望いたします。</p> <p>用語解説に加えることで、地域C oが、今後とも、その役割を正當に評価して頂けると存じます。</p> <p>*p23の「○その他」の「今後は、生支C oを中心に」の記載は違和感があります。</p>	
⑩	<p>そもそも市民は過去 30 年間の経済の沈滞、高齢化の中で家計所得の減少があり、個人での健康状態の悪化などを含めると対象者が増えている。</p> <p>第 3 次では文章などの回付により包括支援センターなどの活動は一部の市民に伝わっているが、具体的にどうやって手を差し伸べて欲しい人に到達するかというのは十分ではない印象がある。第 4 次は大丈夫か？</p> <p>市から要援助者への連絡は広報か自治会、在宅支援センター、民生委員・児童委員が担っていると想定する。しかし、経済停滞を背景に全世代で生活困窮者は増加。一方、自治会は近年高齢化、特に最近はコロナの影響で活動力が低下している。（市からの助成金も基本は大なたを振るって、活動抑制に繋がる）</p>	<p>誰もが困ったときに気軽に相談できるための相談窓口の周知は、重要な取り組みと考えており、広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用し、地域へ積極的なPRを行ってまいります。</p> <p>また、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えている方へは、地域の関係団体の方々や地区社会福祉協議会と連携を図るなど、支援が必要な方が相談支援の情報を得られ、気軽にご相談いただける体制づくりを目指してまいります。</p>
⑰	<p>当地域は昭和 50 年前後に開発が進んだ地域でそろそろ住民が入れ替わる時期にある。この環境で如何に新旧の住民を繋ぐかというのが大きな課題である。それが出来なければ、自治会は機能しなくなる。（ゴミ出し、買い物、通院、食事提供。。。と需要は更に拡大する）地域福祉を対処療法的に進めても大きな効果は期待出来ないと考える。</p> <p>全ての生活に影響する防災も同じ課題を抱えている。（自治会が機能しないと近</p>	<p>いただいたご意見にあります、新旧の住民の繋ぎ方や、地域でのコミュニティの活性化に向けた取り組みについて、市が地域住民とともに取り組んでいく必要があると本計画の第 4 章・第 5 章・第 6 章に記しております。具体的には、87 ページに記載しておりますが、市に配置している地域福祉支援員が社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーター、地域コーディネーターと連携をとり、地域の声を聞きながら各課題に取り</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>所で結束出来ない、避難所が作れない、援助が広く行き渡らない)</p> <p>地域コミュニティが不安定化すれば互助も機能しなくなる。「いたわり合い」「支え合い」の船橋と掛け声は掛けるが、今回の課題対応は表面的と感じる。どうしても生活できない人に最小限の手を差し伸べる程度に見える。</p> <p>今は今困っている人の対応のみならず、未来を描くことが必要。その為には、市の主要な活動として市民生活の変化を捉えて対応をする必要があります。</p> <p>市役所で地域課題を専門的に対応して市民の中に入る活動では？</p> <p>人に厳しい、費用削減の中で、やっている事を正当化するのではなく今後30年の生活を作る活動が必要。複合的なエコシステムの再構築を視野にいれないと市の機能が低下してコストばかり掛かる。</p>	<p>組んでまいります。</p>
⑱	<p>当地域は駅から離れており高齢化に伴い移動に問題が起きることが想定される。コミュニティバス事業で漸く遠い側の運行があるが、ルートが限定的である。</p> <p>自らの意志で買い物に行き、自立した生活を支援する事が長期的には健康年齢の延長に繋がる。</p> <p>公共の足の確保が重要ではないか？同じ事は、子供のいる生活者、体の弱い者にも言えると考える。</p>	<p>移動が困難な方に向けた公共交通の充実については、地域包括ケアシステムの推進を図る庁内検討部会等で引き続き検討を進めてまいります。</p>
⑲	<p>1、子ども食堂に対する認識について</p> <p>現在市内に21の子ども食堂が「地域と子どもたちの居場所」を目指してコロナ禍においても継続し活動している。</p> <p>子どもの貧困対策をしっかりと腹に据えているが、貧困限定にすることはせずに、誰もが楽しく美味しく参加できる居場所作りを行っている。活動の中で支援が必要な子ども・家庭等を発見した場合に適切</p>	<p>子ども食堂が子供の居場所のみならず、地域住民の交流拠点となりえるため、非常に大切な地域の取り組みと考えていることから、具体的事業例として122ページに「フードバンク・子ども食堂への支援」を記載しているところです。さらに、No.⑳のとおり、限定的な支援ではなく「フードバンク・子ども食堂への支援」の内容を「地域や民間団体の自主的な取</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>な行政機関へのつなぎの役割も自覚している。</p> <p>そのように子ども食堂は、社会福祉法が規定する社会福祉サービスではないが、だれもが「つながり」を実感できる居場所づくりとして、小学生やベビーカーが徒歩でも来られる範囲、全小学校区に子ども食堂がある船橋を目指して活動しているだけでなく、それはまた、子ども・子育て世帯等の利用者だけでなく、市民のだれもがボランティア活動へ参加を促進する場作りにも貢献している。</p> <p>一般的に「貧困問題＝赤信号」として捉えられており、黄信号の貧困は見えにくい。しかし、今回のコロナ禍のような環境が変われば簡単に青・黄信号が赤信号になってしまう可能性があると感じた現在、子ども食堂はまさに、黄信号対応を行っているものである。</p> <p>例えば登下校時の見守り活動のように、黄信号対応として地域の中で日常の当たり前のような活動は課題として認識されていないが、大切な生活のインフラであることは確かであり、子ども食堂も同様である。</p> <p>課題が多様化、複雑化している状況において、対象者を絞り込んでピンポイント的な支援を行う縦割りの、課題解決的なアプローチは難しいと考える。</p> <p>極貧への転落を防止する取組み、対面であり日常会話がもっとも得意とする早期発見、早期対策としての活動が子ども食堂であると認識いただき、計画に位置づけされた。</p> <p>なお、国連が掲げる SDGs の目標「誰一人取り残さない世界の実現」を通じて持続可能な開発ができるとして、17 の目標の1 番め「貧困をなくそう」には、子ども食</p>	<p>り組みにより運営されているフードバンク・子ども食堂の取り組みを支援するため、活動状況の情報発信を行うなど、活動に対する支援を行う。」と修正いたします。</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>堂の発想と方向性が全く同じであり有効なツールだと考えている。</p> <p>2、県計画、個別計画等との連携・整合性について</p> <p>①「福祉分野の上位計画として位置づけ、個別計画では網羅しきれない課題への対応や方向性、各福祉分野において共通して取り組み事項について本計画でまとめています。」と記載しているが、個別計画に子ども食堂に関する位置づけがほとんど行われていない状態です。</p> <p>例：「子ども子育て支援事業計画」では地域の取組として事例紹介のみ</p> <p>「ひとり親家庭等自立促進計画」では位置づけなし</p> <p>「ふなばし健やかプラン 21」では、食育の推進として「共食や食事のマナーの習慣について」の位置づけであり福祉的視点の位置づけなし</p> <p>よって、網羅しきれない子ども食堂については、本計画に対応や方向性をまとめる必要があると思います。</p>	
⑳	<p>②「県計画との整合を保ちながら策定」となっているが、子ども食堂に関しては、本計画との整合性にやや疑問があります。</p> <p>県計画→生活困窮者等に対する総合的な支援</p> <p>「生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることが必要」</p> <p>「子どもの学習支援事業について、、今後は生活習慣の形成や改善支援など学習支援以外の取組も求められている」</p> <p>主な取組④子どもの貧困対策</p> <p>「食事の提供や居場所づくり、多世代交流の場となっている「子ども食堂」の活動に対する支援を行います。」</p> <p>今回計画→地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているフードバ</p>	<p>千葉県地域福祉支援計画との整合性につきまして、情報発信等による限定的な支援ではないことから、122 ページに記載している「フードバンク・子ども食堂への支援」の内容を「地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているフードバンク・子ども食堂の取り組みを支援するため、活動状況の情報発信を行うなど、活動に対する支援を行う。」と修正いたします。</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>ンク・子ども食堂の取り組みを支援するため、活動状況の情報発信等を行う。</p> <p>→今回計画は、県計画で示されている活動全体に対しての支援ではなく、情報発信による限定的な支援に捉えられてしまうと危惧します。</p> <p>つきましては活動全体ではなく、情報発信による限定的な支援に捉えられてしまうと危惧するので、</p> <p>「活動状況の情報発信等を行うなど、活動に対する支援を行っていく」</p> <p>との修正に変更をお願いします。</p>	
⑳	<p>㉓協働について</p> <p>「関係機関が協働し」との記載が見受けられますが、例えばp68、119、120など「子ども等に対して関係機関が連携し」となっており、関係機関だけが連携し船橋市は関わらないとも受け止められます。つきましては、</p> <p>「関係機関が連携し」「関係機関と協働し」「関係機関と連携し」など、船橋市の関わり方がわかるように表現を精査いただきたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見を受け、市が関わっていくことがわかるよう「関係機関と連携し」と表現を修正いたします。</p>
㉑	<p>㉔地域福祉推進のための仕組みづくりについて</p> <p>法で定義している「地域住民等」を本計画内でも使用しているようですが、範囲を示すのが曖昧なままそれぞれの感覚で理解するおそれがあります。</p> <p>例えばP69で「解決策へのヒント」に記載では「自治会連合協議会等それぞれの立場から、」と地域住民等の範囲が限定されているように読み取れるが、「求められること」の記載「行政、民間団体、地域住民等が横断的に連携しながら、」で出てくる地域住民等の範囲は自治会連合協議会等だけなのか、それともNPOや任意団体等も広く含まれるのか、もしくは一般市民全体</p>	<p>社会福祉法において、「地域住民等」とは、地域住民だけでなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の地域で活動する主体が含まれます。</p> <p>本計画の本文中に出てくる「地域住民等」につきましても、「等」の部分には、任意団体や一般市民全体を含んでいると考えております。</p>

No	意見内容	市の考え方（案）
	<p>までを示しているのかなどが、わかりにくいので表現を工夫いただきたいと思います。</p>	
⑳	<p>⑤現行施策との整合性 今回計画の基本方針の柱1「心をつなぐ地域づくり」 例：世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する において、地域で暮らすすべての方の居場所の確保「ふれあいいきいきサロン事業補助金交付事業」 を位置づけていますが、子ども食堂も同様に交流できる場や居場所であることから柱1にも位置づけするのか良いと思います。そのことにより前述交付事業との整合性を図ることが可能だと思います。</p>	<p>94 ページにて、サロン事業補助金交付事業を取り上げておりますが、【具体的な事業例】については、基本施策を実施していくために市が行う「公助事業」の具体的な事業例を主な取り組みごとにイメージがつくところに記載したものとなります。基本施策が重なる事業も多くありますが、計画内容の分かりやすさを重視し、事業の主な目的が最も当てはまる項目に記載しており、事業の再掲はしておりません。</p>
㉑	<p>計画素案を熟読しきれていないので、書かれているのかも知れませんが、ヤングケアラーなどの弱者は、「その悩みをどこに伝えれば良いのかが分からない」と言うことも有るのでしょうか、苦しいと思っても「今をやり過ごすことで精一杯」で、人に伝えることまで考えなかったり、頭が回らなかったり、または親から「そんな事に頼るな」と制限を掛けられていたりとかで、自ら発信できない人も多いのではないかと思います。 そういう人達に対しては、『その存在を発見してあげる事』が必要だと思います。学生なら学校でその兆候を掴んだり、大人なら近隣の人が掴んだり。 そのような『自分から発信できない人』が一番取り残されるので、そういう方々を見つけて声がけしてあげることも盛り込んではどうでしょうか？</p>	<p>第6章（1）包括的な相談支援体制の充実において、ヤングケアラーも含めた複合的な問題、制度の狭間にある問題に、多機関・多職種連携による包括的な相談支援体制が求められていることを記載しております。 いただいたご意見にありますように、支援が必要であるにもかかわらず、潜在化している方に対して、相談機関からアプローチするアウトリーチの必要性について、支援が必要な人を見つけて声がけすることも含めた内容となるよう113ページ下から2行目の部分を「さらに、既存の制度の対象とならず、相談することを諦めている人や、ヤングケアラーのように、家庭内に潜在化していて、支援の必要があっても相談機関に繋がりにくい人への支援方法としてアウトリーチ機能を強化することも求められます。」と修正いたします。</p>